

兵庫県公報

平成28年6月10日 金曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

選挙管理委員会告示	ページ
○ 公職選挙執行規程の一部を改正する規程	1

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第43号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年6月10日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和47年選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正する。

第28号様式その1備考4(2)中「15,300円」を「15,800円」に改める。

第28号の2様式備考4(2)イ中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同様式備考4(2)ロ中「365,000円」を「375,500円」に、「4円88銭」を「5円2銭」に改める。

第29号様式備考4(2)ア中「301,875円」を「310,500円」に、「510円48銭」を「525円6銭」に改め、同様式備考4(2)イ中「557,115円」を「573,030円」に、「26円73銭」を「27円50銭」に改める。

第30号様式その1（別紙）その2中「15,300円」を「15,800円」に改め、同様式その2（別紙）備考1イ中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同様式その2（別紙）備考1ロ中「365,000円」を「375,500円」に、「4円88銭」を「5円2銭」に改め、同様式その3（別紙）備考2(1)中「301,875円」を「310,500円」に、「510円48銭」を「525円6銭」に改め、同様式その3（別紙）備考2(2)中「557,115円」を「573,030円」に、「26円73銭」を「27円50銭」に改める。

附 則

この規程は、兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（平成28年兵庫県条例第37号）の施行の日から施行する。